

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

令和6年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	品川区は「介護保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」（以下、「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を介護保険にかかる以下の事務において取り扱う。 ①年齢到達・転出入・死亡等の各種住民票異動情報を連携し、被保険者の資格異動情報を管理する。 ②被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証・受給資格証明書・資格者証の交付処理を行う。 ③被保険者とその世帯員の住民税関係情報及び生活保護受給情報を各情報保有部署と情報連携し賦課・更正等の保険料算定、負担割合証・負担限度額証の発行及び高額介護サービス費・高額医療介護合算サービス費の自己負担上限額の決定を行う。 ④年金保険者から提供された情報を管理し特別徴収依頼や特別徴収中止依頼を行う。 ⑤災害など区条例で定めたものについて申請にて保険料減額または徴収猶予を行う。 ⑥収納データの消し込みを行い納付状況を管理・把握する。 ⑦介護保険料滞納者に対して収納データより督促状・催告状を作成及び送付や徴収員による納付折衝等を行う。 ⑧介護保険料滞納者に対して納付状況より給付制限を行っている。 ⑨認定状況の把握のため、認定情報を管理する。 ⑩被保険者への給付事務を行うため、認定申請受理及びケアプラン作成のため認定情報を確認する。 ⑪給付状況の把握のため、給付情報を管理する。（地域支援事業を含む） ⑫高額介護サービス費・高額医療介護合算サービス費の支給のため給付情報を確認する。 申請・届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 保険給付及び保険料還付については、公金受取口座登録制度の運用を図る。
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）、伝送通信ソフト

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の100の項 ・番号法第9条第2項に基づく条例（品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月10日条例第59号）第4条第1項、同条第2項、同条第3項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、144、145、161の項 【情報照会の根拠】 131、132の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部高齢者福祉課
②所属長の役職名	高齢者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	品川区高齢者福祉課 介護保険料係・介護認定係・介護給付係 東京都品川区広町2-1-36
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. と同じ
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための個人番号の利用等に関する法律・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表2項番93・94	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 情報提供:別表2項番 1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56- 2,58,61,62,80,8387,90,9495108 情報照会:別表2項番93,94	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	高齢者福祉課長 寺嶋 清	高齢者福祉課長	事後	
平成31年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年9月30日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年9月30日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	IVリスク対策	-	様式変更にとまう新規作成	事後	
令和3年9月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月17日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 情報提供:別表2項番 1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56- 2,58,61,62,80,8387,90,9495108 情報照会:別表2項番93,94	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 別表第二における情報提供の根拠: 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56- 2,58,61,62,80,81,83,87,88,90,93,94,95,97,108,109, 117,120項 別表第二における情報照会の根拠: 93,94	事後	
令和4年10月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年8月1日時点	令和4年9月1日時点	事前	
令和4年10月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年8月1日時点	令和4年9月1日時点	事前	
令和6年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 ・番号法第9条第2項 ・品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月10日条例第59号)第4条第1項、同条第2項、同条第3項	・番号法第9条第1項 別表の100の項 ・番号法第9条第2項に基づく条例(品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月10日条例第59号)第4条第1項、同条第2項、同条第3項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	
令和6年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 別表第二における情報提供の根拠: 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56- 2,58,61,62,80,81,83,87,88,90,93,94,95,97,108,109, 117,120項 別表第二における情報照会の根拠: 93,94項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、 80、83、86、87、108、115、116、125、128、 131、132、137、144、145、161の項 【情報照会の根拠】 131、132の項	事後	
令和6年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年9月1日時点	令和6年11月1日時点	事前	
令和6年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年9月1日時点	令和6年11月1日時点	事前	
令和6年12月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	様式変更にとまう新規作成	事前	